



埼玉県報

第480号
令和6年(2024年)
1月12日
金曜日

目次

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

- 令和5年10月から12月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 手子林第三土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）

令和6年(2024年)1月12日

- 坂戸都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 東松山都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 一般国道299号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の供用の開始（行田県土整備事務所）

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月十二日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び平成三十年七月豪雨」を「、平成三十年七月豪雨及び令和六年能登半島地震」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二十四号

令和五年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第二十五号

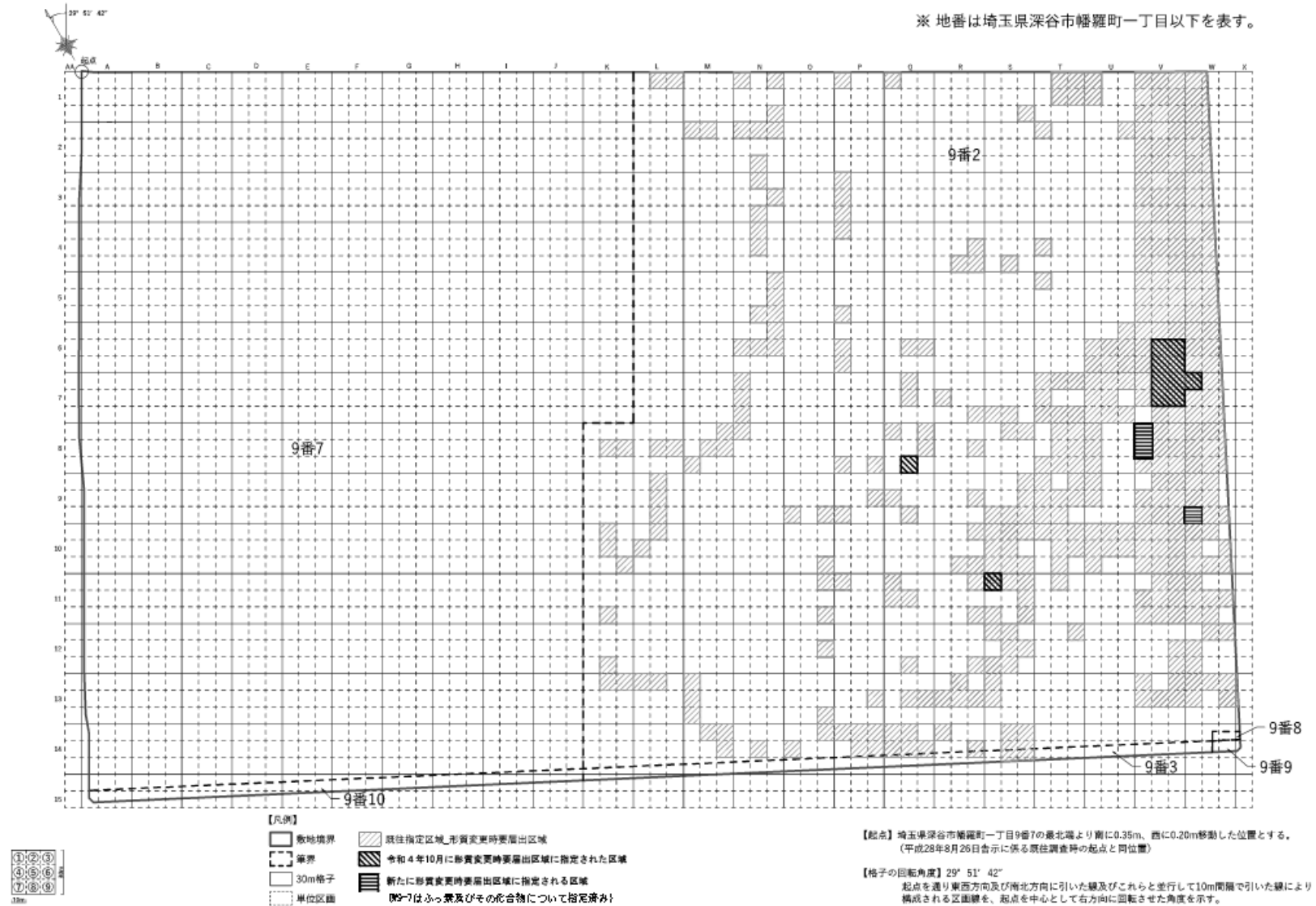
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

※ 地番は埼玉県深谷市榑羅町一丁目以下を表す。



告 示

埼玉県告示第二十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第百三十九号及び第千五十五号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

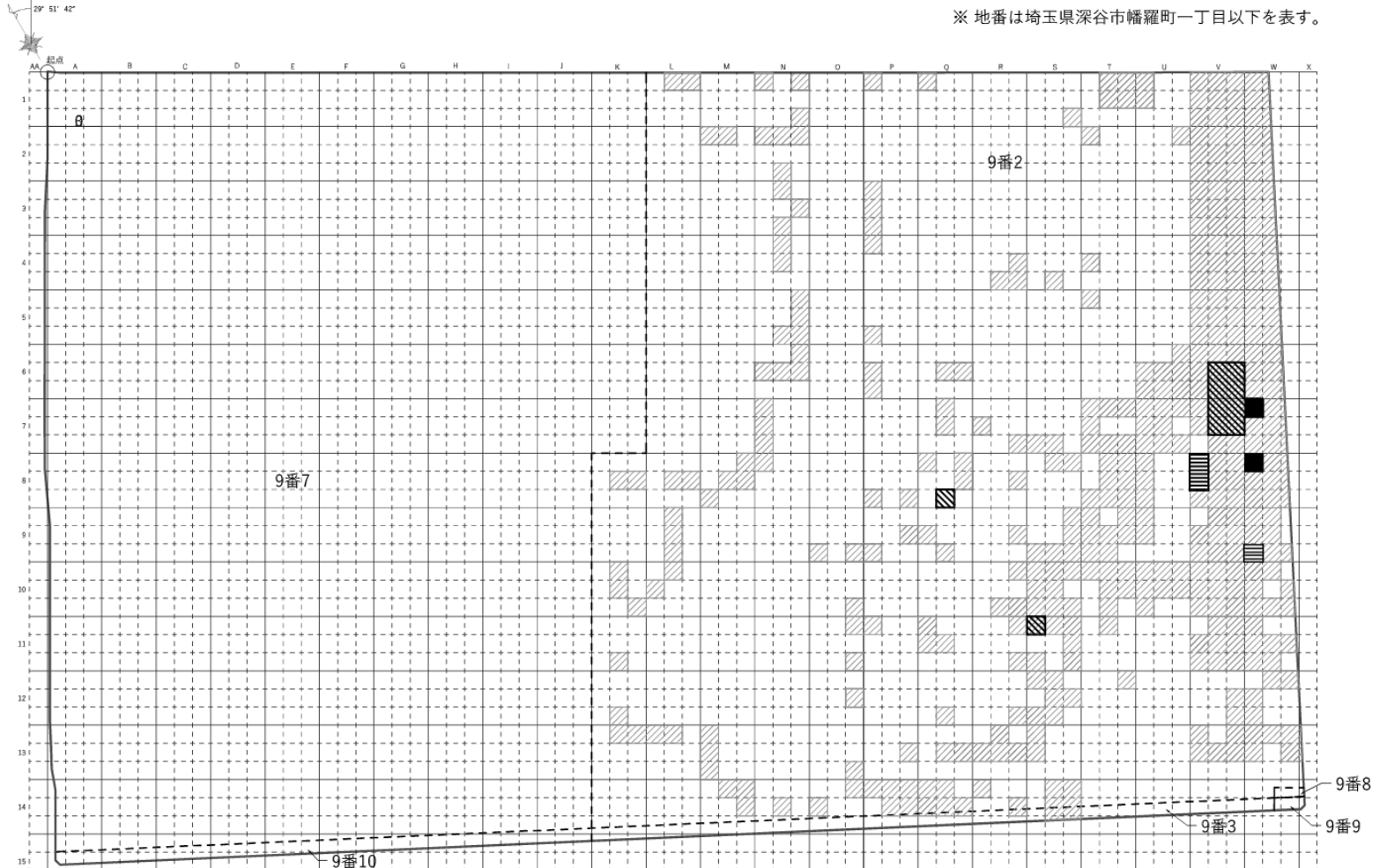
令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図

※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。



- 【凡例】
- 敷地境界
 - 筆界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - ▨ 既往指定区域_形質変更時要届出区域
 - ▩ 令和4年10月に形質変更時要届出区域に指定された区域
 - ▧ 新たに形質変更時要届出区域に指定される区域（W9-7はふっ審及びその化合物で指定済み）
 - ふっ審及びその化合物を除く特定有害物質について指定を解除する区域

【起点】埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
 (平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】29° 51' 42"
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。



10m

告 示

埼玉県告示第二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第四百十号及び第五千五百四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

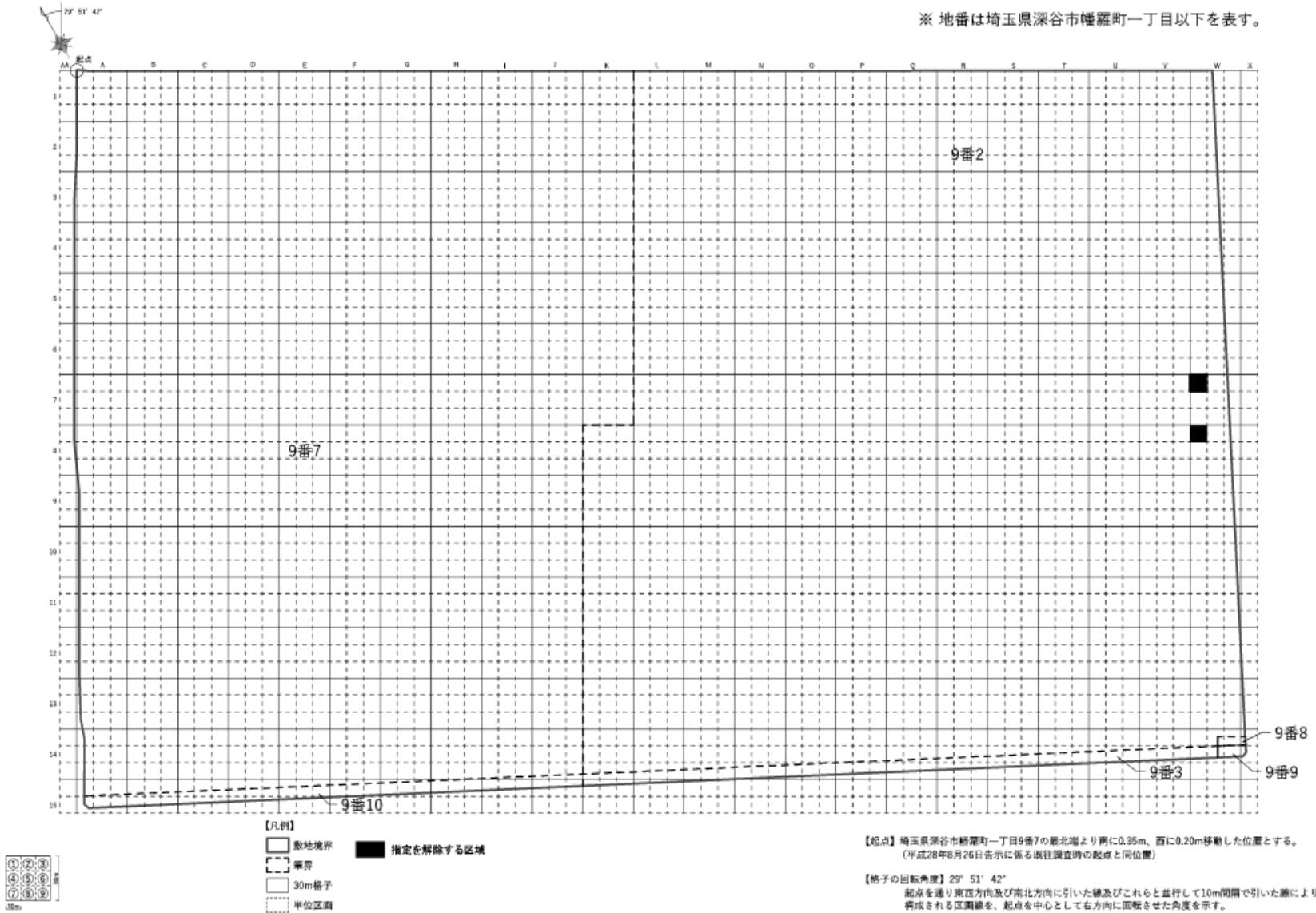
令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

※ 地番は埼玉県深谷市権羅町一丁目以下を表す。



- 【凡例】
- 敷地境界
 - - - 境界
 - 30m格子
 - ⋯ 単位区画
 - 指定を解除する区域

【起点】埼玉県深谷市権羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る街庄調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第二十八号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二十九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三十号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三十一号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三十二号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和六年六月三日から六月十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和六年十月二十一日から十月二十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

二万円

告 示

埼玉県告示第三十三号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和六年六月三日から六月十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和六年十月二十一日から十月二十八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

二万円

告示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

ハ 変更年月日

令和五年五月八日外

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友吹上店

埼玉県鴻巣市鎌塚四丁目八番十九号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町二丁目五番十四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十六者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計十五者

ハ 変更年月日

令和五年十月一日外

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一―八―八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計六者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計六者

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口赤山店

埼玉県川口市大字赤山千四百二十三 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計六者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計六者

ハ 変更年月日

令和五年五月八日外

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

埼玉県所沢市西所沢一丁目二十六番四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和五年六月二十一日外

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一―十三番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 小川周一郎

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年六月二十一日外

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蔵店

埼玉県蔵市中央三丁目十七番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

ハ 変更年月日

令和五年五月八日

ニ 届出年月日

令和五年十二月二十五日

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一―八―八

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和五年十一月十五日

告 示

埼玉県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和五年十月三十一日

告 示

埼玉県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	町田 好一郎	埼玉県羽生市大字上手子林四百九十六番地
監事	関根 文男	同 同 下手子林二千四百五十四番地一

告 示

埼玉県告示第四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―一〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西千二番一外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百九十四・七四五立方メートル

浸透効果量 〇・〇七七二立法メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	坂戸	
市町村名	坂戸市 鶴ヶ島市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和六年二月 十六日午後二 時から
	場 所	坂戸市役所三 階 会議室三 〇一・三〇二
公述申出書	提出期間	令和六年一月 十二日から令 和六年一月二 十六日午後五 時十五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市整備部都市 計画課、鶴ヶ 島市都市整備 部都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和六年一月 十二日から令 和六年一月二 十六日午後五 時十五分まで (土曜・日曜 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、坂戸市 都市整備部都 市計画課、鶴 ヶ島市都市整 備部都市計画 課

公 述 申 出 書

令和6年1月12日付け埼玉県報に登載された坂戸都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 6年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	東松山	
市町村名	東松山市 嵐山町 滑川町 吉見町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和六年二月 十四日午後二 時から
	場 所	吉見町役場三 階 中会議室
公述申出書	提出期間	令和六年一月 十二日から令 和六年一月二 十六日午後五 時十五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、東松山市 都市計画部都 市計画課、嵐 山町まちづく り整備課、滑 川町建設課、 吉見町まち整 備課
都市計画の構想	閲覧期間	令和六年一月 十二日から令 和六年一月二 十六日午後五 時十五分まで (土曜・日曜 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、東松 山市都市計画 部都市計画 課、嵐山町ま ちづくり整備 課、滑川町建 設課、吉見町 まち整備課

公 述 申 出 書

令和6年1月12日付け埼玉県報に登載された東松山都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 6年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市阿保町六六九三番地先から 同市阿保町六六九三番地先まで	秩父市阿保町三七八〇番一地先から 同市阿保町三七八〇番一地先まで	区 間
二一・六〇〽二二・二〇	二一・六〇〽二四・四〇	敷地の幅員 (メートル)
三・〇九		(メートル) 延長
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
並木六四七番一地先まで	児玉郡神川町大字関口字東原九九番三地先から同郡同町大字植竹字	区 間
一〇・六八 ） 一二・六〇	八・六三 ） 一二・六〇	敷地の幅員 (メートル)
三九二・三〇		延 長 (メートル)
歩道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

熊谷羽生線	路線名
行田市大字和田字両判一四九番一地先から 同市大字和田字森下九〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和六年一月十二日	供用開始の期日
令和五年六月六日付け埼玉県行田市土木整備事務所長告示 第三十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四〇・〇〇メートル	備考